

## 市第6号議案

## 横浜市区民文化センター条例の一部改正

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月24日提出

横浜市長 山中竹春

## 横浜市条例（番号）

## 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市区民文化センター条例（平成5年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横浜市青葉区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市都筑区民文化センター	横浜市都筑区
---------------	--------

別表第1 横浜市青葉区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市都筑区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
---------------	-----------------------------	--------

別表第2 横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会の項の次に次のように加える。

横浜市都筑区民文化センター指定管理者選定評価委員会	横浜市都筑区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
---------------------------	--

別表第3 横浜市青葉区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市都筑区 民文化センター	ホー ル	入場料等を徴収しない場合	1日につき	39,500	46,500
		入場料等を徴収する場合	同	66,000	77,500
	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	同	3,700	
		入場料等を徴収する場合	同	5,500	
	リハール室	同	26,000	31,000	
	練習室	同	3,800		
	会議室	同	5,100		
	楽屋	同	2,800		
	附帯設備	1式又は1台、1日につき	8,000		

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市区民文化センター条例の規定に基づく横浜市都筑区民文化センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 提 案 理 由

横浜市都筑区民文化センターを設置するため、横浜市区民文化センター条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市区民文化センター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市青葉区民文化センター	横浜市青葉区
<u>横浜市都筑区民文化センター</u>	<u>横浜市都筑区</u>
(省 略)	

別表第1（第4条）

	ア	イ
(省 略)		
横浜市青葉区民文化センター	ホール、リハーサル室、練習室、楽屋	情報コーナー
<u>横浜市都筑区民文化センター</u>	<u>ホール、ギャラリー、リハーサル室</u> <u>、練習室、会議室、楽屋</u>	<u>情報コーナー</u>
(省 略)		

別表第2（第6条第5項、第8条、第19条第1項）

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市青葉区民文化センター指定 管理者選定評価委員会	横浜市青葉区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

市第6号

<p>横浜市都筑区民文化センター指定 管理者選定評価委員会</p>	<p>横浜市都筑区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務</p>
(省 略)	

別表第3 (第14条第2項)

種 別	単 位	利 用 料 金			
		平 日	日曜日、土曜日及び休日		
(省 略)					
横浜市青葉区民文化センター	ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合	1日につき	57,500	69,000
		入場料等を徴収する場合	同	97,500	114,500
	リ ハ ー サ ル 室	同	12,450	14,550	
	練 習 室	同	4,100		
	楽 屋	同	4,200		
	附 帯 設 備	1式又は1台、1日につき	8,000		
横浜市都筑区民文化センター	ホ ー ル	<u>入場料等を徴収しない場合</u>	<u>1日につき</u>	<u>39,500</u>	<u>46,500</u>
		<u>入場料等を徴収する場合</u>	同	<u>66,000</u>	<u>77,500</u>
	ギ ャ ラ リ ー	<u>入場料等を徴収しない場合</u>	同	<u>3,700</u>	
<u>入場料等を徴収する場合</u>		同	<u>5,500</u>		



